



団体交渉の日程決定!



2019年2月25日(月) 10時00分より

新潟地本は2月25日(月)10時00分より、申8号・モニタリング装置本運用に関する申し入れ、申9号・簡易型乗用除雪機械「とらん丸」に関する申し入れの団体交渉を行います。

申8号 モニタリング装置本運用に関する申し入れ

本運用を開始した線路設備モニタリング装置について、現場で働く社員から多くの疑問や問題点があげられていることから、現場で働く社員が安心して業務を遂行できる環境を整えるために申し入れを行いました。

1. モニタリング導入にあたり、取り扱う担当者が固定化しないよう現場教育を充実させること。
2. 材料モニタリングの「NG判定箇所」の判定処理は取り扱う担当者だけの判断とせず、現場でのチェック体制を構築すること。
3. 材料モニタリングにおいて碎石、草等により「NG判定箇所」が発生した場合、現場負担増とならないようにすること。
4. 材料モニタリングの「NG判定箇所」の再判定する場合、判断基準を明確化すること。 ほか計6項目

申9号 簡易型乗用除雪機械「とらん丸」に関する申し入れ

今冬期より導入された簡易型乗用除雪機械「とらん丸」について、現場で取り扱うにあたって不明な点が多々見受けられます。不明な点を解消し、現場社員が安全に取り扱える運用や教育の実現を求めて申し入れを行いました。

1. 「とらん丸」の基本的な活用方法、出勤判断及び運用基準を明らかにすること。
2. 「とらん丸」を取り扱う可能性のある全社員に確実に取扱いを含めた教育を行うこと。
3. 「とらん丸」を運用する場合、載線出来る条件、出来ない条件を全て明らかにすること。
4. 「とらん丸」の運搬及び待機の手続きは主幹が現場と連携を図り、手続きは関係する主幹で行うこと。
5. 「とらん丸」の待機及び出勤判断は現場判断で行うこと。